

# ほろにかが

平成29年10月16日  
全国卸売酒販組合中央会

## 「規制緩和の影響と企業の継続のために」

東北支部長 山口 哲行

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）第86条の3第1項の規定に基づき、「公正な取引の基準」が定められ、6月1日よりスタートしました。新聞等では批判的な論調が多かったようですが、法律は法律として守らなければなりません。法改正により、従来の国税庁指針による「指導」から、最終的には免許の取消しをも含む、「指示」「公表」「命令」になりました。基準に則していない取引が認められる場合は、法律違反となります。今までは「行政指導」の枠内でしたが、酒類業者にとって「法令順守（コンプライアンス）」の問題に格上げされたと言えます。

税務当局にとっても事の重大性は同様で、質問検査権が拡充され、調査対象の酒類業者のほか当該対象者以外の酒類業者や当該酒類業者の持株会社や取引のある金融機関、運送業者、料理飲食店などに対しても権限が及ぶとのこと。国税局に新設の「酒類取引専門官」を配置（仙台1、関東信越1、東京1、名古屋1、大阪1、広島1）して監視を強化しています。

なにをいまさらですが、酒類を販売するには、酒類販売免許が必要です。その酒類販売免許は、平成7年3月に閣議決定された規制緩和推進計画により、酒類小売免許基準を緩和の方向で見直すこととされ、まず平成10年9月から人口比率によりその地域の酒類の販売免許数を決める「人口基準」が段階的に緩和され、平成15年9月に廃止されました。さらに、既存の酒類小売店がある場合には一定距離内に酒類小売店を出店できないとする「距離基準」は平成13年1月に廃止されました。

この規制緩和で当然ながら酒類販売店が激増し販売競争が激化したため、平成15年に自民党の衆議院議員らによる議員立法として酒類小売業者の経営の改善及び転廃業の円滑化を目的とした「酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法」が成立し、規制緩和による酒類の需給バランスのが崩れた地域に関しては、所轄の税務署長が「緊急調整地域」に指定した場合、その地域での酒類小売業免許の新規付与や域外の酒類小売業者の移転許可が原則禁止されました。でも、この法律は平成17年8月末までの時限措置とされていて、1年間延長されたものの翌年8月には法律が失効し、完全自由化となりました。

この結果、酒類を販売するチャンネルが拡大し、併せて価格の値下げ競争も激化し、平成3年に11万店あった「町のお酒屋さん」は過当競争のあおりを受けて20年間で半減しました。

この状況に対して国税庁は酒類の公正な取引の確保に向けて酒類業者の自主的な取組を推進するため平成18年に、酒類の価格について「仕入価格+販売管理費+利潤」となる設定が合理的であることなどを示した「酒類に関する公正な取引のための指針」を策定し、酒類の公正な取引環境の整備のための酒類の取引状況等実態調査を実施しています。調査結果は毎年公表されていますが、その結果は指針のルールに則していない取引が認められた場数が、ほぼ97～99%占めているというのが実情でした。

「酒類の公正な取引に関する基準」の施行後、現在のところ、店頭価格は概ねアップし、卸から酒販店へ、酒販店から飲食店への価格改定交渉や酒販店頭の販売価格の適正化については凸凹はあるものの、何とかかんとか進んできているようです。価格改定が遅れている酒類業者にあっては、早期かつ真摯な対応に期待しているところです。

酒類業者の自主的な取り組みの中で酒類の取引の安定化を図れず、法律改正に依存した正常化の動きであることは否定できませんが、免許業者として法令順守・市場の安定に真摯に取り組んでいかなければなりません。全ての酒類業者は、企業を継続していくためにも今回の取り組みを崩壊させてはいけないと考えています。

また、当局に対しては改正法に係る尚一層の告知活動と、コンプライアンス意識が低い業者に対する適切な対応を期待します。